

社 施 第 7 9 号
昭 和 6 3 年 5 月 2 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
指 定 都 市 市 長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉施設等施設整備における大規模
修繕等の取扱いについて

標記については、従前から、老朽化した社会福祉施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、昭和62年10月6日厚生省社第583号「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫負担（補助）について」によるもののほか、次によることとしたので、管下社会福祉施設に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、昭和53年4月3日社施第65号「社会福祉施設等施設整備における大規模な修繕の取扱いについて」は廃止する。

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	<p>① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防用設備等（スプリンクラー設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い新たに必要となる設備の整備
(6) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 1. 施設とは、社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金の対象施設をいう。

ただし、1の(3)の②の事業については、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、救護施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)、精神薄弱者授産施設(通所施設を除く)、精神薄弱児施設、肢体付自由児施設(通所施設を除く)、乳児院、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)とする。

2. 一定年数は、おおむね10年とする。

2 補助基準

(1) 原則として一施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円に満たない場合は、500万円以上のものとする。

$$\text{施設延面積(基準面積)} \times 4,000\text{円}$$

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、保育所・通所(利用)施設にあっては30万円以上のものとする。

(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り

(2) 工事請負業者の見積り